盛岡広域成年後見センターニュースレター

第16号 令和6年3月28日発行

"烧水"热,似在水"热,似点"烧水"。

盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会及び実務者会議を開催しました

当センターでは、認知症や障がいのため判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう成年後見制度が必要に応じて適切に利用できる仕組みを推進していくため、盛岡広域における関係機関・団体が連携し情報の共有化を図ることを目的にして、盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会を設置しています。連絡協議会には、実務者で構成する盛岡広域地域連携実務者ネットワーク会議を置き、より具体的な課題把握等に務めています。

今年度は、初めに実務者会議を開催し、その後に連絡協議会という流れで開催しました。実務者会議では、制度利用に係る切実な悩みや課題について様々な報告がありました。連絡協議会では、それらについてお伝えし、制度利用が少しでも円滑に進むよう、情報共有を図り、意見交換を行いました。 今後もこのネットワークを活用し、よりよい制度利用につながるように連携していきたいと思います。

○実務者会議 | 開催:1月16日・17日、会場:岩手教育会館

対象:地域包括支援センター・介護支援センター・相談支援事業所及び精神科病院

【成年後見制度利用に係る課題等】

- 首長申立は、後見人決定までかなりの期間を要し、その間の金銭管理に 大変困っている。施設利用が必要になった場合も同様に大変である。
- ・専門職は、後見人業務に研修等があるのか疑問に感じたことがあった。
- 後見業務を理解していない病院や施設が見受けられる。
- 制度利用のニーズは高まっていく傾向にある。資力の有無に関わらず、必要な方が制度を利用できるよう、市町の報酬助成の拡充が必要である。



○連絡協議会〔開催:1月23日、会場:岩手教育会館、委員・アドバイザーは下記参照〕

〔後見人の質の確保について】

- 定期的な研修やイーラーニングを実施している。
- ・意思決定支援を中心とした研修を年4回実施している他、スキルアップ研修 も実施している。
- ・身上保護を中心に毎年10時間の研修を実施している。家族とも良い関係づくりに努めている。

【報酬について】

- 無報酬案件も受任しているが、なり手の確保が難しくなっている。
- 会として無報酬案件に対する助成制度を設けたが本来的な形ではない。
- 行政には、報酬助成の拡充を考えてもらいたい。

【診断書等について】

後見の診断書について、よく理解していない医師もいるし、認知症は、精神の病気ではない。



- 今回改正された認知症基本法では人権の尊重ということが強く打ち出されているのが大きな特徴である。
- 盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会委員~

岩手弁護士会、岩手県司法書士会、一般社団法人岩手県社会福祉士会

盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会、盛岡広域圏障害者自立支援協議会、公益社団法人認知症の人と家族の会岩手県支部、一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会、盛岡市民生委員児童委員協議会一般社団法人岩手県銀行協会、一般社団法人岩手西北医師会、岩手県精神保健福祉士会、岩手県社会保険労務士会、岩手県行政書士会、東北税理士会岩手県支部連合会、6市町社会福祉協議会、6市町 ~アドバイザー~

• •••••••••••••••••••••

盛岡家庭裁判所、日本司法支援センター岩手地方事務所、岩手県部地域福祉課



〇市民後見人受任者調整会議の開催状況



適切な市民後見人の選定にあたり、当センターでは「盛岡広域市民後見人受任 者調整検討会議」を設置し、三士会(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)の 委員の皆様に市民後見人に相応しい案件か検討していただいています。

今年度は、過去最多の10回の開催となり、検討案件も21件となりました。

令和4年度からは、当センター独自の市民後見人候補者名簿を備えたことから、当センターで申立 支援した案件についても会議に諮っています。今年度は、後見人を家庭裁判所一任で申立てた案件に ついて、家庭裁判所から市民後見人の推薦を求められるケースが相次ぎました。

具体的な開催状況は、次のとおりです。

		検討案件						
	開催年月日	首長申立	広域センター	専門職等	計			
第1回	令和5年4月21日	盛岡市2件	1 件		3件			
第2回	令和5年5月26日		1件		1件			
第3回	令和5年6月23日	盛岡市3件			3件			
第4回	令和5年8月24日	盛岡市2件 雫石町1件			3件			
第5回	令和5年9月26日	盛岡市1件			1件			
第6回	令和5年10月20日	盛岡市 1 件			1件			
第7回	令和5年11月27日	盛岡市 1 件	1件		2件			
第8回	令和6年1月25日	盛岡市2件	1件		3件			
第9回	令和6年2月21日		1件		1件			
第10回	令和6年3月21日			3件	3件			
計		13件	5件	3件	21件			

※「専門職等」とは、弁護士が手続代理を行い、後見人は家庭裁判所一任とした 案件や親族後見人が高齢となり辞任を申立てた案件等に対して、家庭裁判所から 市民後見人の推薦を求められたものです。



○専門職向け研修会を開催しました

2月5日(月)岩手教育会館において、専門職の方々を対象に「暮らしを支える意思決定支援」をテーマに 研修会を開催しました。当日は、淑徳大学副学長の鈴木敏彦教授(社会福祉士)を講師にお招きし、72名の 方々にご参加いただきました。鈴木先生は、平成28年7月26日未明に神奈川県立障害者施設「津久井やまゆり園」において、利用者19人が死亡、27人が負傷(うち3名は職員)した事件の後、津久井やまゆり園

再生基本構想や神奈川県意思決定支援専門アドバイザー等として、障がいのある 方の意思決定支援に深く関わってこられました。研修会では、津久井やまゆり園 における事件後の意思決定支援の取組みを通じて、成年後見人等に求められる支 援の視点について、大変示唆に富むお話をしていただきました。「支援者の関わり 次第で本人の暮らし、人生は変わりうる」との言葉が深く心に残りました。

御多用の中、来盛いただいた鈴木先生に心から感謝申し上げます。



〇市民後見人の活動状況について

「盛岡広域市民後見人受任者調整検討会議」の開催に比例し、市民後見人の選任も増加しています。 これまで33人が選任され、現在21名の市民後見人が活動中です。うち男性が11名、女性が10名です。年代は、40代から70代と幅広く、フルタイムの仕事を持ちながら活動している方もいます。 市民後見人としての活動スタート時は、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)との複数後見ですが後見開始時の課題が解決する等し、単独受任となった市民後見人が現時点で2名誕生しています。

当センターでは、市民後見人の活動を全面的に支援しており、その中心となっているのが毎月開催している「市民後見人情報交換会」です。この情報交換会には、後見人等の候補者となった時点から参加していただいています。会では、それぞれの後見活動の情報交換やケース検討、外部講師を招いての研修等を行っています。

会への参加を通じて、後見人同士で共感しあい、連携を深める場にもなっています。 このような中、今年度は、「市民後見人倫理綱領・行動指針」の作成に取組み、 1月に完成しました。昨年度、作成した「市民後見人の手引き」と同様、何度も 協議を重ね、完成となりました。手引きも指針もこれから市民後見人として活動 していく方々の活動の大きな支えとなるものと思います。



編集に携わった皆さん、本当にお疲れ様でした。

■市民後見人の選任状況

R6.2 末現在

11 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15									
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計			
選任	2人	7人	4人	3人	17人	33人			

■活動中の市民後見人

R6.2 末現在

類型	人数	内訳						
		単独受任	弁護士との 複数後見	司法書士との 複数後見	社会福祉士と の複数後見			
後見	13人	1人	6人	5人	1人			
保佐	8人	1人	3人	2人	2人			
補助	_	_	_	_	_			
計	21人	2人	9人	7人	3人			

【市民後見人情報交換会の様子】~毎回、皆さん、熱心に参加されています~









〇申立支援状況

今年度、2月末時点で当センターが支援し、盛岡家庭裁判所に申立を行ったケースは、次のとおり 24件です。現在も複数のケースの申立を支援中です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
1件	0	6件	〇件	2件	2件	4件	1件	3件	3件	2件	24件

成年後見制度の相談について

- ・制度や申立手続きについて、知りたい
- ・申立書類の作成について、詳しく知りたい。
- 親族後見人になったが事務処理に不安がある など、お気軽にご相談ください。



- 〇相談方法 ① 電話相談
 - ② 来所相談(具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。)

- ③ 出前相談(来所が難しい場合は、施設やご自宅等へ出向くことも可能です。)
- 〇相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで
- ○電 話 019-626-6112 FAX 019-656-0612
- ※ 来所相談や出前相談をご希望の場合は、 事前予約をお願いします 予約なしで来所された場合、相談対応中で お待ちいただいたり、再度の来所をお願いす

来所相談や出前相談のメリット

- 資料を見ながら説明を聞くことができる
- 家族や関係者等が一緒に話を聞くことができる
- 制度や申立てについての理解が深まる
- ※ 相談は、無料、出前相談の旅費等も不要です。
- ※ お車で相談にいらした場合、岩手教育会館の駐車は

出前講座について

る場合があります。

後見制度って何?

- ・当センターでは、成年後見制度についての出前講座を行っています。
- ・当センターのスタッフが会場に伺い、制度についてわかりやすく説明します。
- ・講座を通して、一人でも多くの方に成年後見制度への理解を深めていただきたいと考えています。
- 地域の集まりや福祉施設での研修会等として、ご検討いただければ幸いです。
- 謝金や旅費は、一切不要です。
- ご連絡をお待ちしております。
- 出前講座の申込書は、当センターのホームページからもダウンロードできます。 【これまでの対応例】

公民館での講座、ケアマネジャー研修会、民生委員・児童委員研修会 精神科病院デイケア研修会、保護者会研修会(等々)



~編集後記~

広域センターがスタートして4年目となった令和5年度は、これまでの盛岡市・滝沢市・雫石町・紫 波町・矢巾町に岩手町が加わり、6市町からの業務委託となりました。今年度の相談は、690件を超 える見込みです。相談者が抱えている困り事を丁寧に聞きとり、寄り添い、対応することを心していま す。「相談して良かった。」と思っていただけるよう、これからも取組んで行きたいと思います。

盛岡広域成年後見センター

T020-0022

盛岡市大通一丁月1番16号

(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

URL https://www.koukennet.org

